

農地法第3条の添付書類

申請書は1通

☆ 譲受人は、現在持っている農地と合わせて4反以上必要

譲受人が市外の場合は、耕作証明添付のこと

- | | | |
|--|-----------------------------------|---------------------------|
| ① 理由詳細
<small>譲り渡す理由
譲り受ける理由</small> | ⑤ 申請地の見取図(住宅地図で可) | ⑨ 営農計画書 |
| ② 申請人の住民票
<small>譲受人 世帯全員記載
譲渡人 世帯の一部記載</small> | ⑥ 譲受人の評価証明書 | ⑩ 返信用封筒及び切手
(譲渡人・譲受人分) |
| ③ 申請地の登記事項証明書
(全部事項証明書に限る) | ⑦ 法人の場合は、法人の登記事項証明書
及び定款、事業計画書 | |
| ④ 申請地の字図 | ⑧ 譲受人の誓約書(様式あり) | |

署名は本人自筆で!

農地法第4条・5条の添付書類

市街化区域

申請書は1通
(会長許可)

- ① 申請地の登記事項証明書(全部事項証明書 **原本**に限る)
- ② 申請地の字図(位置を示すこと) **原本**
- ③ 申請地の見取図(住宅地図で可)
- ④ 申請人の住民票(コピー可)◎個人番号(マイナンバー) **省略**のもの
- ⑤ 返信用封筒及び切手(届出者の人数分)
- ⑥ 法人の場合は、法人の登記事項証明書 **原本**
- ⑦ ・1,000㎡を越える場合は、開発行為の許可書の写しの添付
・上記の許可書が不要な場合は都市計画課との協議結果の記載
・届出後、宅地造成の確認のため都市計画課に相談
(都市計画課の指導を受けてください)

※申請地の現況写真をお願いいたします。

※2,000㎡を越える場合は、国土法の届出が必要です。

※証明書類は発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

★都市計画課の指導を受けてください。

※その他、必要な書類の添付を求めることがあります。

市街化調整区域・その他の区域

・申請書は1通
・2ha超は申請書は2通
(大分県知事許可)

- ① 申請地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- ② 申請地の字図(位置を示すこと)
- ③ 申請地の位置図(25,000分の1図)
- ④ 申請地の見取図(住宅地図で可)
- ⑤ 申請人の住民票◎個人番号(マイナンバー) **省略**のもの
- ⑥ 当該事業に係る事業計画書
- ⑦ 建物の時は平面図、位置図並びに資材置場等の時は配置図
- ⑧ 誓約書
- ⑨ 建物の時は開発許可の写し(市都市計画課より)
- ⑩ 申請地を造成する場合は、開発許可の写し(市都市計画課より)
- ⑪ 農振地域、地域外は、その除外証明(市農林水産課より)
- ⑫ 資金計画(300万円以上)の時は、資金残高証明、融資証明等
(300万円未満の場合:通帳(写)可)
- ⑬ 土地所有者以外が申請する時は、所有者の同意書
- ⑭ 小作地の場合は、耕作者の同意書
- ⑮ 申請地に隣接して小作の農地がある場合は、小作人の同意書
- ⑯ 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為
- ⑰ 返信用封筒及び切手(譲渡人・譲受人分)
- ⑱ その他、事業について認定・許可を要する場合は、証する書面

※5,000㎡を越える場合は、国土法の届出が必要です。

都市計画区域外は、10,000㎡を超える場合は国土法の届出が必要です。

※転用許可の場合は、進捗状況報告書及び完了報告が必要となります。